

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和6年5月16日
分任支出負担行為担当官
青森森林管理署長 黒木 尚

1. 競争に付する事項

物件番号 入札番号 第1号 林道除草単価契約(青森森林管理署管内林道維持修繕)

(1) 入札の名称、契約内容・規格、予定数量等

名称 第1号 「林道除草単価契約(青森森林管理署管内林道維持修繕)」

契約内容 第1号 肩掛け式除草機による林道除草

予定数量 第1号 別紙「内訳明細書」による

(2) 契約日

落札決定後7日以内

(3) 履行期間

自 契約締結日の翌日から
至 令和6年8月30日まで

(4) 作業場所

別紙「内訳明細書」のとおり

(5) 入札方法

本件の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子入札システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。紙入札により入札する場合には、入札書に物件番号及び物件名を明瞭に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、契約は、落札価格に基づく単価契約とするので、入札書と同様に入札内訳書に単価及び金額を記載し、金額の計は入札書の金額と一致させること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」の営業品目「315その他」「東北地域」の競争参加資格を有する者であること。

(4) 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる資格(刈払機取扱作業者安全衛生教育の修了者)を従事予定者のいずれかが有していること。また、『「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について(昭和60年2月19日付け基発第90号厚生労働省通達)』に基づく刈払機を使用できること。

(5) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名

停止を受けている期間中でないこと。

(6) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(7) 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む。)に対し、暴力団が実質的に經營を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注事業等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(8) 発注者の指定する方法で入札説明資料の交付を受けていること。

3. 入札・開札の場所及び日時

(1) 本件の入札は、電子調達システムにより行う。

なお、電子調達システムによる入札によりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加することができる。

(ア) 電子調達システムにより参加する場合

令和6年6月5日(水) 9時00分から

令和6年6月6日(木) 10時00分まで

(イ) 紙入札方式により参加する場合

令和6年6月6日(木) 9時45分 ~ 10時00分まで

郵便入札を認めることとする。郵便入札による場合は、「入札説明書」に記載の方法で、令和6年6月5日(水)17時00分まで必着のこと(書留郵便に限る)。入札書の日付は「令和6年6月6日」とする。

ただし、再度の入札を行う場合は引き続いて行うので、郵便により参加した者は再度の入札には参加できない

提出場所

〒038-0011 青森県青森市篠田3丁目22番16号

青森森林管理署 総務グループ

電話: 050-3160-5880

(2) 開札の日時及び場所

令和6年6月6日(木) 10時00分

青森森林管理署 会議室

4. 契約条項を示す場所、入札説明資料の交付及び期間

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明資料を交付する場所

上記3 (1) の提出場所

(2) 入札説明資料の交付等

上記3 (1) の提出場所にて公告日から令和6年5月31日まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の9時00分から16時00分(ただし、12時00分から13時00分を除く。)

(3) 交付資料

交付資料は電子調達システムからダウンロードすること。紙入札方式により入札に参加する場合は、上記3 (1) の提出場所にて入札説明資料の交付を受けなければならない。

5. 提出書類の提出方法及び期間等

(1) 提出書類

この一般競争に参加を希望する者は、上記2 (3) の資格を有することを証明した書類(「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し又は別に定める官公庁からの請負実績証明書類)を下記により提出しなければならない。

(2) 提出期限

令和6年5月31日16時00分まで(提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日)。

なお、当該証明書類等に関して分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和6年6月3日16時00分までの間ににおいてそれに応じなければならない。

(3) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

電子調達システム上でPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記3(1)の提出場所に、持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

なお、持参する場合は、令和6年5月31日16時00分までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関休日を除く毎日、9時00分から16時00分(ただし、12時00分から13時00分を除く)

6. その他

(1) 入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を提出すること。内訳書の様式は任意であるが、機種ごとの1時間当たりの単価、機械輸送は距離区分ごとの単価及び総額を明らかにすること。

なお、入札の際に内訳書が未提出又は提出された内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

入札説明書及び競争契約入札心得による。

(5) 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中の変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。

(8) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

本公告に係る役務契約約款については、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所

東北森林管理局ホームページ > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル

URL : <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/manyuual/index.html>

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日としますのでご承知ください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧下さい。

内訳明細書

林道除草単価契約(青森森林管理署管内林道維持修繕)

森林事務所	予定路線	軽トラ搭載型除草機(km)	除草(機械刈)(m)	作業外移動運転(軽トラック)(km)	作業外移動運転(ライトバン)(km)	備考
八甲田	田代オンコ沢		3,000		26.2	
	嘉瀬子内		21,000		10.0	
広瀬後潟	阿弥陀川林道		8,200		5.6	
	蓬田林道		9,200		6.8	
	瀬辺地小川平林道		10,600		11.2	
	小橋林道		4,700		11.4	
	大作沢林道		600		1.6	
	瀬辺地大川目林道		6,000		19.0	
今別	五所塚		13,000		22.8	
	安兵衛		2,400		12.6	
	計		78,700		127.2	

※作業外移動運転の起算点は最寄りの市町村役場(支所・出張所を含む)とし、作業外移動運転の最終点の場所は最寄りの市町村役場(支署・出張所を含む)とする。